

「第12次奈良県交通安全計画」(案)の概要

1 第12次計画の概要

- 計画の性格
交通安全対策基本法(昭和45年度法律第110号)を根拠とし、国の「交通安全基本計画」に基づく交通安全に関する総合的・長期的な大綱(法定計画)
- 計画期間
令和8年度から令和12年度までの5年間

2 計画の基本的な考え方

- **交通事故のない奈良県を目指して**
人命尊重の理念に基づき、また交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失を勘案して、究極的には交通事故のない社会を目指す
- **人優先の交通安全思想**
高齢者、障害者、子供等の交通弱者の安全を一層確保するため、「人優先」の交通安全思想を基本とし、あらゆる施策を推進
- **高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築**
高齢になっても安全で安心して移動できる社会、さらに、年齢や障害の有無等に関わりなく安全に安心して暮らせる「共生社会」を構築

3 計画策定の主なポイント

- **高齢者の安全対策**
高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策
 - ・歩行時等の交通安全教育の推進とともに、運転者教育(高齢者講習、認知機能検査等)を適切に実施
 - ・高齢運転者による交通事故防止のための新たな取組の実施(運転診断ツールを活用した運転能力の可視化等)
- **子供の安全対策**
通学路や未就学児等が日常的に集団で移動する経路等の一層の安全確保
 - ・「通学路安全プログラム」等に基づく定期的な合同点検や対策を継続
 - ・参加・体験・実践型教育を通じ、自転車通学時のヘルメット着用など具体的ルールの徹底を推進
- **歩行者・自転車の安全対策**
歩行者の安全確保のための意識変容、生活道路における歩行者等の安全確保、自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備
 - ・歩車分離信号や横断歩道、自転車道等の整備の推進
 - ・生活道路における法定速度引き下げに伴う啓発の実施
 - ・自転車のヘルメット着用・危険行為抑止等自転車の交通ルールの啓発等の実施(R8年4月施行の青切符導入の周知徹底)

「第12次奈良県交通安全計画」(案)の概要

4 計画の構成

■ 道路交通の安全についての目標

- 令和12年までに**交通事故死者数を限りなくゼロ**に近づける。 (20人以下を目途) ※R7 奈良県死者数25人 全国目標数 1,900人以下
- 令和12年までに**重傷者数を320人以下**に減少させる。 ※ R7 奈良県重傷者数394人 全国目標数20,000人以下 (重傷者…交通事故によって負傷し1ヶ月以上(30日以上)の治療を要する者)

■ 道路交通の安全における10の視点

- 1 高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策
- 2 こどもの安全確保のための環境整備
- 3 歩行者の安全確保のための意識変容
- 4 自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備
- 5 外国人の交通安全対策の推進
- 6 特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進
- 7 生活道路における歩行者等の安全確保
- 8 先端技術の活用推進
- 9 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- 10 地域が一体となった交通安全対策の推進



■ 講じようとする施策

① 道路交通環境の整備	(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	(2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進
	(4) 交通安全施設等の整備事業の推進	(5) 高齢者等の移動手段の確保・充実	(6) 歩行空間のユニバーサルデザイン化
	(7) 無電柱化の推進	(8) 効果的な交通規制の推進	(9) 自転車利用環境の総合的整備
	(10) ITSの活用	(11) 交通需要マネジメントの推進	(12) 災害に備えた道路交通環境の整備
	(13) 総合的な駐車対策の推進	(14) 道路交通情報の充実	(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
② 交通安全思想の普及徹底	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	(2) 効果的な交通安全教育の推進	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
	(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	(5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進	
③ 安全運転の確保	(1) 運転者教育等の充実	(2) 運転免許制度の改善	(3) 自動運転等の安全の確保と支援
	(4) 安全運転管理の推進	(5) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	(6) 交通労働災害の防止等
	(7) 道路交通に関連する情報の充実		
④ 車両の安全性の確保	(1) 車両の安全性に関する基準等の改善の推進	(2) 自動運転車の安全対策・活用の推進	(3) 自動車アセスメントによる安全な自動車等の普及促進
	(4) 自動車の検査及び点検整備の充実	(5) リコール制度の充実・強化	(6) 自転車の安全性の確保
⑤ 道路交通秩序の維持	(1) 交通指導取締りの強化等	(2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	(3) 暴走族等対策の推進
⑥ 救助・救急活動の充実	(1) 救助・救急体制の整備	(2) 救急医療体制の整備	(3) 救急関係機関の協力関係の確保等
⑦ 被害者支援の充実と推進	(1) 自動車損害賠償保障制度の充実等	(2) 損害賠償の請求についての援助等	(3) 交通事故被害者等支援の充実強化
⑧ 調査研究の充実	(1) 道路交通の安全に関する研究開発及び調査研究の推進	(2) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化	

■ 鉄道交通の安全

鉄道交通の目標

- ・ 乗客の死傷者数ゼロを目指す
- ・ 運転事故全体の死者数減少を目指す

考える視点

- ・ 重大な列車事故の未然防止
- ・ 利用者等の関係する事故の防止

講じようとする施策

- ・ 鉄道交通環境の整備
- ・ 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- ・ 鉄道の安全な運行の確保
- ・ 鉄道車両の安全性の確保
- ・ 救助・救急活動の充実
- ・ 被害者支援の推進
- ・ 鉄道事故等の原因究明と事故等防止
- ・ 研究開発及び調査研究の充実

■ 踏切道における交通の安全

踏切道における交通の安全

- ・ 踏切事故件数ゼロを目指す

考える視点

- ・ 開かずの踏切への対策や高齢者等の歩行者対策の推進

講じようとする施策

- ・ 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等の立体横断施設の整備の促進
- ・ 踏切道の統廃合の促進
- ・ 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- ・ その他踏切道の交通の安全及び円滑化を図るための措置